

平成29年度 総合型地域スポーツクラブ補助事業

活動補助事業「事業強化補助」実施要項

1 目 的

生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もが、年齢、興味、関心、技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）の地域住民による自主的・主体的な運営の安定化と地域への定着を図る事業を支援することを目的とする。

2 補助対象事業

- (1) 内 容 クラブが実施するイベント、スポーツ教室、広報等の活動（事業）全てを補助対象とするが、そのうちの1事業に補助する。
- (2) 期 間 補助金の交付決定日～平成30年2月末日
- (3) 対 象 県認定クラブ
- (4) 種 類 補助事業の種類は以下の2種類とする
 - 高額補助 記念事業など事業総額が60万円以上の事業を対象とする
 - 普通補助 事業総額の条件は特に設けない

3 補助金交付クラブ数

以下のクラブ数が補助を受けることが出来るが、どちらか一方の補助に限る。ただし、申請については、両方の申請を受け付けることができる。

- 高額補助 2クラブ程度
- 普通補助 20クラブ程度

4 補 助 額

補助額の上限は以下のとおりとし、経理処理基準に基づき算出された額（100円未満切捨）とする。

- 高額補助 申請上限額 50万円
- 普通補助 申請上限額 20万円

5 対象経費

補助金の対象経費とその限度額等は別に定める経理処理基準に示すとおりとする。

【対象事業例】

- ・ 記念講演会（要高額講演者）にかかる経費
- ・ 指導者等の派遣事業にかかる経費
- ・ 他団体との連携事業にかかる経費
- ・ スポーツ教室にかかる経費
- ・ レクリエーションスポーツ普及事業にかかる経費
- ・ 総合型クラブの広報活動にかかる経費
- ・ スポーツ交流大会事業にかかる経費
- ・ 各種研修会や会議にかかる経費 等

6 申込手続

事業強化補助申請を希望するクラブは、実施申込書【事強 様式1】を平成29年6月30日（金）までに、ぎふ広域スポーツセンターへ提出すること。

7 補助金交付クラブの選考

ぎふ広域スポーツセンターにおいて、以下の選考基準により決定し通知する。（内定通知書を送付）

【選考基準】

- ・クラブの特色を活かした事業であるか。
- ・クラブの発展を目的とした明確な理由があるか。
- ・各地域の状況に即した事業であるか。
- ・会員獲得につながる内容であるなど費用対効果（事業効果）が明確であるか。

8 交付申請

補助金の内定を受けたクラブは、以下の書類をぎふ広域スポーツセンターまで提出すること。

【提出書類】

交付申請書【事強 様式2】，実施要項【事強 様式3】，収支予算書【事強 様式4】，請求書【事強 様式5】

9 交付決定

ぎふ広域スポーツセンターにおいて、該当クラブから提出された交付申請書を精査の上、適正と認められた場合交付決定し補助金を交付する。（交付決定通知書を送付）

10 報 告

該当クラブは、事業終了後に以下の書類をぎふ広域スポーツセンターに提出すること。

【提出書類】

実績報告書【事強 様式6】，事業実施報告書【事強 様式7】，活動写真【事強 様式8】，収支決算書【事強 様式9】，証拠書類（領収書等）

【提出期限】

事業実施後1ヶ月以内、もしくは平成30年3月9日（金）のいずれか早い期日

11 証拠書類の整備

各経費の証拠書類は原本を提出することとし、それぞれの書類が重ならないように支出科目別に整理し「A4」版用紙に添付の上、事業実施後に実績報告書とともに提出する。

※支出科目ごとに、提出する証拠書類が異なることに留意すること。

12 補助不用額の返還

補助不用額（対象経費が交付金額を下回った額）が生じた該当クラブは、直ちにその額をぎふ広域スポーツセンターに返還しなければならない。

13 そ の 他

- ・申請内容と異なる支出変更は原則認めないが、予測不能な事態が生じた場合は、ぎふ広域スポーツセンターと協議すること。
- ・各事業の支出科目についての変更は認めるが、大幅な変更が必要な場合は、事業実施前にぎふ広域スポーツセンターと協議すること。
- ・本事業実施要項に示さない事項については、ぎふ広域スポーツセンターと事業実施者が協議して、適切に対応するものとする。
- ・目的を逸脱した使用が認められた場合、補助を取り消すこともある。